

条例点検票

			作成年月日	令和6年6月28日
条例番号	平成16年静岡市条例 第8号	条例名	静岡市功労者表彰条例	
制定年月日		平成16年3月25日	最終改正年月日	平成20年10月3日
所管課名		秘書課		
条例の概要	市の公益に寄与、又は市行政の進展に特に功績のあった者又は団体を静岡市功労者として表彰することに関して、必要な事項を定めたもの			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	合併前の旧市町における表彰制度を継承したものであり、市政に対して特に功績のあった者又は団体を称える際の根拠規定となるものでもあり、必要である。	改正の予定なし		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	本市表彰制度における最高の表彰であり、対象者、待遇等を条例で規定する等妥当である。	改正の予定なし		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	本市最高の表彰制度であることから、外部コスト及び内部コストは妥当である。	改正の予定なし		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	判例等で否定された事実は承知していない。	対応の予定なし		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	特に功績のあった者又は団体に対して、本市として主体的に表彰するものであり、規定内容は妥当である。	改正の予定なし		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	各都市によって表彰制度は様々であるが、規定ぶりについては遜色ない。	改正の予定なし		
キ その他	特になし			
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整してください。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内としてください。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）があれば、添付してください。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容が整合するように作成してください。

条例点検票

			作成年月日	令和6年6月28日
条例番号	平成15年静岡市条例 第7号	条例名	政治倫理の確立のための静岡市長の資産等の公開に関する条例	
制定年月日		平成15年4月1日	最終改正年月日	平成19年7月5日
所管課名		秘書課		
条例の概要	政治倫理の確立のための国会議員の資産等に公開等に関する法律の規定に基づき、市長の資産等の公開に関し必要な事項を定めたもの			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	法に基づき市長の資産公開に関する手続を定めたものであり、必置である。	改正の予定なし		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	国会議員の資産公開に関する法の規定に準じて、必要な事項を定めたものである。	改正の予定なし		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	法の規定に準じて公開の手続を定めており、外部コスト及び内部コストは妥当である。	改正の予定なし		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	判例等で否定されたような事実は承知していない。	対応の予定なし		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	法の規定に準じて、資料公開手続を定めており、妥当である。	改正の予定なし		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	法の規定に準じた規定内容であり、他都市の規定内容とも大差はない。	改正の予定なし		
キ その他	特になし			
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整してください。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内としてください。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）があれば、添付してください。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容が整合するように作成してください。

条例点検票

			作成年月日	令和6年6月28日
条例番号	平成16年静岡市条例 第7号	条例名	静岡市名誉市民条例	
制定年月日		平成16年3月25日	最終改正年月日	平成17年12月15日
所管課名		秘書課		
条例の概要	社会文化の興隆に貢献した者に対して贈られる静岡市名誉市民の称号に関して、必要な事項を定めたもの			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	合併前の旧市町における名誉市民（町民）制度を継承したものであり、将来的に該当事案が発生した際の根拠規定となるものでもあり、必要である。	改正の予定なし		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	本市として贈呈する最高の称号であり、選定プロセス等を条例で規定する等妥当である。	改正の予定なし		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	本市最高の称号であることから、外部コスト及び内部コストは妥当である。	対応の予定なし		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	判例等で否定された事実は承知していない。	対応の予定なし		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	称号の選定にあたっては、住民代表である議会の関与を定めており、妥当である。	改正の予定なし		
カ 他都市 他都市の条例かどうか。	他都市においても類似した条例がある。規定ぶりも類似しており遜色はない。	改正の予定なし		
キ その他	特になし			
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整してください。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内としてください。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）があれば、添付してください。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容が整合するように作成してください。

条例点検票

			作成年月日	令和6年6月24日
条例番号	平成15年静岡市条例 第8号	条例名	静岡市行政手続条例	
制定年月日		平成15年4月1日	最終改正年月日	平成28年3月18日
所管課名		総務局コンプライアンス推進課		
条例の概要	行政手続法第46条の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続並びに規則等を定める手続に関し、共通する事項を定めるもの。			
評価				
基準	評価結果	対応		備考
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	この条例の各規定は、依然として必要である。			
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	この条例の各規定は、有効に機能している。			
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	「規則等」(第2条第9号)を定めようとする場合は、適用除外(第3条第2項、第4条第2項又は第37条第1項)に当たらない限り、意見公募手続を実施することを要するが(第37条第1項)、「規則等」や適用除外の範囲を見直すことにより、意見公募手続をより効率的に実施する余地がある。	「規則等」又は適用除外の範囲に係る規定を改めるため、この条例の一部を改正する。		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	この条例の各規定は、いずれも適法である。			
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	この条例の各規定は、行政機関に課されるものであって、個人、法人等との協働により代替することができないものである。			
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	この条例の各規定のうち、行政手続に関するルールについては、多くの自治体において概ね同様の規定が設けられている。他方で、パブリックコメントの制度は、自治体によって千差万別であり、当市と同様に定めているものもあれば、異なるものもある。			
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
要(改正)	「規則等」(第2条第9号)又は適用除外(第3条第2項、第4条第2項又は第37条第1項)の範囲に係る規定を改めるため、この条例の一部を改正する。	行政手続法(平成5年法律第88号)の一部を改正する、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和5年法律第63号)第44条が令和8年6月までに施行されることに伴い、現在、令和7年度中にこの条例の一部を改正することを検討している。		

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整してください。ただし、最大で2ページ(両面1枚)以内としてください。
- 2 条例の概要が分かる資料(条例概要書、パンフレット等)があれば、添付してください。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価(事務事業評価又は施策評価)をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容が整合するように作成してください。

条例点検票

			作成年月日	令和 6 年 6 月 20 日
条例番号	平成 19 年静岡市条例 第 16 号	条例名	静岡市副市長定数条例	
制定年月日		平成 19 年 3 月 20 日	最終改正年月日	平成 19 年 5 月 2 日
所管課名		総務局人事課		
条例の概要	地方自治法第 161 条第 2 項の規定に基づき、副市長の定数を 2 人とするもの。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい 課題は何か。条例は必 要か。	地方自治法の規定により副市長の定数を 定めたものであるため、当該条例は必要で ある。	現行どおり		
イ 有効性 課題に対し有効に 機能しているか。	更に有効な手段へ改正する余地はない。	現行どおり		
ウ 効率性 効率的か。無駄はな いか。	より効率的な手段へ改正する余地はない。	現行どおり		
エ 適法性 判例で適法性を否 定されたことはない か。	適法性を否定されたことはない。	現行どおり		
オ 協働性 協働は果たされて いるか。協働の余地は ないか。	市民参画の仕組みを定める余地はない。	現行どおり		
カ 他都市 他都市の条例はど うか。	本市条例では副市長の定数を 2 名として いるところ、2 名を超える定数を規定して いる都市が複数見受けられた。	現行どおり。定数については各都市の判断に 委ねられるものであり、現在のところ特段の 支障が生じていないことから、直ちに改正を する必要性はないと判断した。		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり	上記の基準の各項目を確認した結果、現在の本市条 例の規定で必要十分であるため。	特になし		

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整してください。ただし、最大で 2 ページ（両面 1 枚）以内としてください。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）があれば、添付してください。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、
内容が整合するように作成してください。

条例点検票

		作成年月日		令和6年7月1日	
条例番号	平成27年静岡市条例 第113号	条例名	静岡市職員の退職管理に関する条例		
制定年月日		平成27年12月15日	最終改正年月日		平成27年12月15日
所管課名		総務局人事課			
条例の概要	地方公務員法第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるもの。				
評価					
基準	評価結果		対応		備考
ア 必要性 条例で解決したい 課題は何か。条例は必 要か。	地方公務員法の規定により職員の退職管理に関し必要な事項を定めたものであるため、当該条例は必要である。		現行どおり		
イ 有効性 課題に対し有効に 機能しているか。	有効に機能しており、更に有効な手段へ改正する余地はない。		現行どおり		
ウ 効率性 効率的か。無駄はな いか。	効率的で無駄はなく、より効率的な手段へ改正する余地はない。		現行どおり		
エ 適法性 判例で適法性を否 定されたことはない か。	適法性を否定されたことはない。 (判例点検票(様式2)参照)		現行どおり		
オ 協働性 協働は果たされて いるか。協働の余地は ないか。	市民参画の仕組みを定める余地はない。		現行どおり		
カ 他都市 他都市の条例はど うか。	本市条例にはない「報告及び公表」に関する規定並びに「罰則」に関する規定を設けている都市が複数見受けられた。 (他都市条例比較点検票(様式3)参照)		現行どおり。本市の場合、「報告及び公表」に関する規定については、「静岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に同様の内容が規定されていること、「罰則」に関する規定を設けずとも現在のところ特段の支障が生じていないことから、直ちに当該規定を設けるための改正は必要ないと判断した。		
キ その他	特になし		特になし		
見直し結果					
改廃等の必要	理由			特記事項	
現行どおり	上記の基準の各項目を確認した結果、現在の本市条例の規定で必要十分であるため。			特になし	

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整してください。ただし、最大で2ページ(両面1枚)以内としてください。
- 2 条例の概要が分かる資料(条例概要書、パンフレット等)があれば、添付してください。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価(事務事業評価又は施策評価)をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容が整合するように作成してください。

条例点検票

			作成年月日	令和6年6月21日
条例番号	平成15年静岡市条例 第45号	条例名	静岡市証人等の実費弁償に関する条例	
制定年月日		平成15年4月1日	最終改正年月日	令和4年3月18日
所管課名		総務局人事課		
条例の概要	地方自治法第207条、公職選挙法第212条第3項及び農業委員会等に関する法律第35条第4項の規定による実費弁償並びに地方公務員法第8条第6項の規定により人事委員会が職権で喚問した証人その他市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため出頭し、参加し、又は出席した証人、鑑定人、参考人、関係人等の実費弁償に関し必要な事項を定めるもの。			
評価				
基準	評価結果		対応	備考
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	地方自治法等、関係各法の規定により喚問、出頭、参加、出席した証人、鑑定人、参考人、関係人等の実費弁償について定めたものであるため、当該条例は必要である。		改正の必要なし。	
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	有効に機能している。		更に有効な手段へ改正する余地はない。	
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	効率的で無駄はない。		より効率的な手段へ改正する余地はない。	
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	適法性を否定されたことはない。 (判例点検票(様式2)参照)		該当なし。	
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	市民参画の仕組みを定める余地はない。		協働を図る余地はない。	
カ 他都市 他都市の条例かどうか。	本市条例にはない「市職員が職務の関係で証人等となった場合の適用除外」規定を設けている都市が複数見受けられた。 (他都市条例比較点検票(様式3)参照)		本市の場合、市職員が職務の関係で証人等となった場合、職務であることから旅費条例が適用されることになるため、当該規定を設けるための改正は必要ないと判断した。	
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由		特記事項	
現行どおり	上記の基準の各項目を確認した結果、現在の本市条例の規定で必要十分であるため。			

(注)

- 行は必要に応じて適宜調整してください。ただし、最大で2ページ(両面1枚)以内としてください。
- 条例の概要が分かる資料(条例概要書、パンフレット等)があれば、添付してください。
- 条例に基づく事務事業について行政評価(事務事業評価又は施策評価)をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容が整合するように作成してください。

条例点検票

			作成年月日	令和 6 年 7 月 16 日
条例番号	平成 22 年静岡市条例 第 7 号	条例名	静岡市職員の自己啓発等休業に関する条例	
制定年月日		平成 22 年 3 月 24 日	最終改正年月日	平成 31 年 4 月 1 日
所管課名		総務局人事課		
条例の概要	地方公務員法第 26 条の 5 第 1 項、第 5 項及び第 6 項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業（法第 26 条の 5 第 1 項に規定する自己啓発等休業をいう。）に関し必要な事項を定めるもの			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい 課題は何か。条例は必 要か。	地方公務員法の規定により職員の自己啓 発休業に関し必要な事項を定めたもので あるため、当該条例は必要である。	改正の必要なし。		
イ 有効性 課題に対し有効に 機能しているか。	有効に機能している。	更に有効な手段へ改正する余地はない。		
ウ 効率性 効率的か。無駄はな いか。	効率的で無駄はない。	より効率的な手段へ改正する余地はない。		
エ 適法性 判例で適法性を否 定されたことはない か。	適法性を否定されたことはない。 (判例点検票（様式 2）参照)	該当なし。		
オ 協働性 協働は果たされて いるか。協働の余地は ないか。	市民参画の仕組みを定める余地はない。	協働を図る余地はない。		
カ 他都市 他都市の条例はど うか。	本市条例にはない「勤務成績その他の事情 の考慮」に関する規定を設けている都市が 複数見受けられた。 (他都市条例比較点検票（様式 3）参照)	当該規定を設けるか否かは各都市の判断に 委ねられるものであり、人事院が示す制度に も当該規定は設けられていないため、直ち に、当該規定を設ける必要性はないと判断し た。		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり	上記の基準の各項目を確認した結果、現在の本市条 例の規定で必要十分であるため。			

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整してください。ただし、最大で 2 ページ（両面 1 枚）以内としてください。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）があれば、添付してください。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容が整合するように作成してください。

条例点検票

			作成年月日	令和6年7月16日
条例番号	平成29年静岡市条例 第11号	条例名	静岡市職員の配偶者同行休業に関する条例	
制定年月日		平成29年3月10日	最終改正年月日	平成29年4月1日
所管課名		総務局人事課		
条例の概要	地方公務員法（昭和25年法律第261号。）第26条の6第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第2項、第3項及び第6項から第8項まで並びに同条第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。）に関し必要な事項を定めるもの			
評価				
基準	評価結果		対応	備考
ア 必要性 条例で解決したい 課題は何か。条例は必 要か。	地方公務員法の規定により職員の配偶者 同行休業に関し必要な事項を定めたもの であるため、当該条例は必要である。		改正の必要なし。	
イ 有効性 課題に対し有効に 機能しているか。	有効に機能している。		更に有効な手段へ改正する余地はない。	
ウ 効率性 効率的か。無駄はな いか。	効率的で無駄はない。		より効率的な手段へ改正する余地はない。	
エ 適法性 判例で適法性を否 定されたことはない か。	適法性を否定されたことはない。 (判例点検票（様式2）参照)		該当なし。	
オ 協働性 協働は果たされて いるか。協働の余地は ないか。	市民参画の仕組みを定める余地はない。		協働を図る余地はない。	
カ 他都市 他都市の条例はど うか。	本市条例にはない「職員としての在職期 間」に関する規定を設けている都市が複数 見受けられた。 (他都市条例比較点検票（様式3）参照)		当該規定を設けるか否かは各都市の判断に 委ねられるものであり、人事院が示す制度に も当該規定は設けられていないため、直ち に、当該規定を設ける必要性はないと判断し た。	
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由		特記事項	
現行どおり	上記の基準の各項目を確認した結果、現在の本市条 例の規定で必要十分であるため。			

(注)

- 行は必要に応じて適宜調整してください。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内としてください。
- 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）があれば、添付してください。

様式 1

- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容が整合するように作成してください。

条例点検票

			作成年月日	令和6年6月24日
条例番号	平成15年静岡市条例 第333号	条例名	静岡市地域振興基金条例	
制定年月日		平成15年10月10日	最終改正年月日	平成21年3月13日
所管課名		企画課		
条例の概要	市民の連帯の強化又は地域振興に要する経費の財源に充てるため、基金を設置し、必要な事項を定める。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい 課題は何か。条例は必 要か。	市民の連帯の強化又は地域振興に要する 経費の財源に充てることを目的に基金を 設置したため、現在も必要な条例である。	現行どおり		
イ 有効性 課題に対し有効に 機能しているか。	条例は基金の設置に必要であり、有効に機 能している。	現行どおり		
ウ 効率性 効率的か。無駄はな いか。	基金を設置するにあたり、効率的である。	現行どおり		
エ 適法性 判例で適法性を否 定されたことはない か。	判例により適法性を否定されたことはな い。	現行どおり		
オ 協働性 協働は果たされて いるか。協働の余地は ないか。	基金の性質上、協働の余地はない。	現行どおり		
カ 他都市 他都市の条例はど うか。	他都市の条例と同様の規定のみであり、改 正の余地はない。	現行どおり		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり	上記のとおり、条例を改正すべき特段の事情は見当 たらないため。	特になし		

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整してください。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内としてください。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）があれば、添付してください。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容が整合するように作成してください。

様式 1

条例点検票

				作成年月日	令和6年6月24日
条例番号	平成15年静岡市条例 第62号	条例名	静岡市土地開発基金条例		
制定年月日		平成15年4月1日	最終改正年月日		平成19年3月20日
所管課名		企画課			
条例の概要	公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため基金を設置し、必要な事項を定める。				
評価					
基準	評価結果		対応		備考
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため基金を設置したため、現在も必要な条例である。		現行どおり		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	条例は基金の設置に必要であり、有効に機能している。		現行どおり		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	基金を設置するにあたり、効率的である。		現行どおり		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	判例により適法性を否定されたことはない。 (判例点検票(様式2)参照)		現行どおり		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	基金の性質上、協働の余地はない。		現行どおり		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	他都市の条例と同様の規定のみであり、改正の余地はない。 (他都市条例比較点検票(様式3)参照)		現行どおり		
キ その他					
見直し結果					
改廃等の必要	理由			特記事項	
現行どおり	上記のとおり、条例を改正すべき特段の事情は見当たらないため。			特になし	

(注)

- 行は必要に応じて適宜調整してください。ただし、最大で2ページ(両面1枚)以内としてください。
- 条例の概要が分かる資料(条例概要書、パンフレット等)があれば、添付してください。
- 条例に基づく事務事業について行政評価(事務事業評価又は施策評価)をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容が整合するように作成してください。

条例点検票

			作成年月日	令和6年6月28日
条例番号	平成15年静岡市条例 第55号	条例名	静岡市財政事情の公表に関する条例	
制定年月日		平成15年4月1日	最終改正年月日	—
所管課名		財政課		
条例の概要	この条例は、毎年6月及び12月に財政事情の公表を行うことにより、市財政の健全な運営に資することを目的とした条例である。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	地方自治法第243条の3第1項において、「普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。」とされているため、本条例が必要である。	現行どおり		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	財政事情の公表について、法に基づき、年2回、歳入歳出予算の執行状況等の内容を適切に公表しており、現時点において、条例改正によりさらに有効性を高めるような特段の事由は見当たらない。	現行どおり		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	現条例の規定により、財政事情の公表に関する事務の効率性が損なわれているような特段の状況にない。	現行どおり		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	確認し得る限り、条例自体の適法性が争われた事例はない。	現行どおり		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	法令等に基づく事項であり、また、財政運営という実施機関の内部の事務処理に関する事項のため、協働になじまない。	現行どおり		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	他都市においても同類の条例を制定しているが、内容はほぼ類似していることから、現時点で、改正する特段の理由はない。	現行どおり		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり	上記のとおり、条例を改正すべき特段の事情は見当たらないため。	特になし		

(注)

- 行は必要に応じて適宜調整してください。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内としてください。
- 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）があれば、添付してください。
- 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容が整合するように作成してください。

条例点検票

			作成年月日	令和6年6月28日
条例番号	平成15年静岡市条例 第58号	条例名	静岡市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例	
制定年月日		平成15年4月1日	最終改正年月日	平成20年3月21日
所管課名		財政課		
条例の概要	この条例は、地方自治法第96条及び第244条の2の規定に基づき、議会の議決に付すべき重要な施設の廃止又は長期かつ独占的利用について、必要な事項を定める条例である。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
合 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	地方自治法第96条及び第244条の2の規定に基づき、議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に係る対象施設及び長期かつ独占的利用期間については条例で定めることとされているため、本条例が必要である。	現行どおり		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	公の施設は市民の利用に供するものであり、長期にわたって特定のものに限り独占的に利用させることは、住民が利用する権利を制限することとなる。このため、本条例の規定が必要とされるところ、適用事例はなく、現時点において、条例改正によりさらに有効性を高めるような特段の事由は見当たらない。	現行どおり		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	条例に掲げる施設の所管課に確認したところ、現時点における適用事例はなく、また、利用希望もないことから、現条例の規定により、事務処理の効率性が損なわれているような特段の状況にない。	現行どおり		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	確認し得る限り、条例自体の適法性が争われた事例はない。	現行どおり		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	法令等に基づく事項であり、また、議決事件に関する事項のため、協働になじまない。	現行どおり		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	他都市においても同類の条例を制定しているが、本市を除く指定都市19市の規定を確認したところ、本市と同水準の内容が多く、現時点で、改正する特段の理由はない。	現行どおり		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり	上記のとおり、条例を改正すべき特段の事情は見当たらないため。	特になし		

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整してください。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内としてください。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）があれば、添付してください。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容が整合するように作成してください。

条例点検票

			作成年月日	令和6年6月28日
条例番号	平成15年静岡市条例 第56号	条例名	静岡市特別会計条例	
制定年月日		平成15年4月1日	最終改正年月日	令和2年3月19日
所管課名		財政課		
条例の概要	この条例は、地方自治法第209条第2項の規定に基づき、事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特定の事業について特別会計を設置する条例である。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	地方自治法第209条第2項において、「特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもつて特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。」とされており、国民健康保険法第10条等により特別会計とすることが定められている事業もあることから本条例が必要である。			
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	特別会計の設置が必要な事業が行われることになった場合は、本条例により円滑な設置ができており、現時点において、条例改正によりさらに有効性を高めるような特段の事由は見当たらない。			
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	現条例の規定により、特別会計に関する事務の効率性が損なわれているような特段の状況にない。			
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	確認し得る限り、条例自体の適法性が争われた事例はない。			
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	特定の事業に係る会計処理という実施機関の内部の事務処理に関する事項のため、協働になじまない。			
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	他都市においても同類の条例を制定しているが、内容はほぼ類似していることから、現時点で、改正する特段の理由はない。			
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

(注)

- 行は必要に応じて適宜調整してください。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内としてください。
- 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）があれば、添付してください。

様式 1

- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容が整合するように作成してください。

条例点検票

			作成年月日	令和6年6月24日
条例番号	平成15年静岡市条例 第57号	条例名	静岡市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例	
制定年月日		平成15年4月1日	最終改正年月日	平成20年10月3日
所管課名		管財課		
条例の概要	地方自治法第237条第2項の規定に基づき、財産の交換、譲与、無償貸付け等に関し、必要な事項を定める。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	財産の交換、譲与、無償貸付け等を行うため、地方自治法第237条第2項の規定に基づき定められた条例であり、現在でも必要な条例である。	現行どおり		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	条例の規定により適切な事務が行われており、有効に機能している。	現行どおり		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	(a)外部コスト なし (b)内部コスト 煩雑性なし	現行どおり		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	判例により適法性を否定されたことはない。	現行どおり		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	協働の余地はない。	現行どおり		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	他都市の同様の条例と比較し、規定内容に過不足はない。	現行どおり		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり	上記のとおり、条例を改正すべき特段の事情は見当たらないため。	特になし		

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整してください。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内としてください。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）があれば、添付してください。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容が整合するように作成してください。

条例点検票

			作成年月日	令和6年6月26日
条例番号	平成19年静岡市条例 第49号	条例名	静岡市両河内財産区議会の議員の公務災害補償等に関する条例	
制定年月日		平成19年3月30日	最終改正年月日	平成19年3月30日
所管課名		管財課		
条例の概要	地方公務員災害補償法第69条及び第70条の規定による両河内財産区議会の議員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償について、必要な事項を定める。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	両河内財産区議会の議員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償について、常時補償を可能にするため、地方公務員災害補償法第69条及び第70条の規定により定めた条例であり、現在も必要な条例である。	現行どおり		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	条例により公務災害時における補償制度が定められているため、有効に機能している。	現行どおり		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	(a)外部コスト 煩雑性なし。 (b)内部コスト 煩雑性なし。	現行どおり		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	判例により適法性を否定されたことはない。	現行どおり		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	協働の余地はない。	現行どおり		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	他都市の同様の条例と比較し、規定内容に過不足はない。	現行どおり		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり	上記のとおり、条例を改正すべき特段の事情は見当たらないため。	特になし		

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整してください。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内としてください。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）があれば、添付してください。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容が整合するように作成してください。

条例点検票

			作成年月日	令和 6 年 6 月 26 日
条例番号	平成 15 年静岡市条例 第 309 号	条例名	静岡市両河内財産区議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例	
制定年月日		平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	令和 4 年 3 月 18 日
所管課名		管財課		
条例の概要	両河内財産区議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定める。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	両河内財産区議会議員の議員報酬及び費用弁償を支給するため、地方自治法第 296 条第 3 項において準用する同法第 203 条第 4 項の規定に基づき定めた条例であり、必要な条例である。			
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	条例の規定どおり支給しており、有効に機能している。			
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	(a) 外部コスト 煩雑性なし。 (b) 内部コスト 煩雑性なし。			
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	判例により適法性を否定されたことはない。			
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	協働の余地はない。			
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	他都市の同様の条例と比較し、規定内容に過不足はない。			
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整してください。ただし、最大で 2 ページ（両面 1 枚）以内としてください。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）があれば、添付してください。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容が整合するように作成してください。

条例点検票

			作成年月日	令和 6 年 6 月 26 日
条例番号	平成 15 年静岡市条例 第 59 号	条例名	静岡市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例	
制定年月日		平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	平成 31 年 3 月 20 日
所管課名		管財課		
条例の概要	地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 225 条の規定に基づき、同法第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の目的外使用につき徴収する使用料(以下「使用料」という。)について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるもの。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい 課題は何か。条例は必 要か。	地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 225 条の規定に基づき、同法第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の目的外使用につき徴収する使用料について、本市の基準等を定めたものであり、必要な条例である。			
イ 有効性 課題に対し有効に 機能しているか。	条例の規定どおり徴収しており、有効に機能している。			
ウ 効率性 効率的か。無駄は ないか。	(a)外部コスト 煩雑性なし。 (b)内部コスト 煩雑性なし。			
エ 適法性 判例で適法性を否 定されたことはない か。	判例により適法性を否定されたことはない。			
オ 協働性 協働は果たされて いるか。協働の余地 はないか。	協働の余地はない。			
カ 他都市 他都市の条例はど うか。	他都市の同様の条例と比較し、規定内容に過不足はない。			
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整してください。ただし、最大で 2 ページ(両面 1 枚)以内としてください。
- 2 条例の概要が分かる資料(条例概要書、パンフレット等)があれば、添付してください。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価(事務事業評価又は施策評価)をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容が整合するように作成してください。

条例点検票

			作成年月日	令和6年6月26日
条例番号	平成15年静岡市条例 第310号	条例名	静岡市両河内財産区基金条例	
制定年月日		平成15年4月1日	最終改正年月日	平成17年12月26日
所管課名		管財課		
条例の概要	両河内財産区の区有林の管理及び運営等に必要な資金の財源に充てるため、基金を設置し、必要な事項を定める。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい 課題は何か。条例は必 要か。	両河内財産区の区有林の管理及び運営等 に必要な資金の財源に充てることを目的 に基金を設置したため、現在も必要な条例 である。			
イ 有効性 課題に対し有効に 機能しているか。	両河内財産区の区有林の管理及び運営等 に必要な資金の財源を基金から充ててお り、有効に機能している。			
ウ 効率性 効率的か。無駄は ないか。	(a)外部コスト なし。 (b)内部コスト 煩雑性なし。			
エ 適法性 判例で適法性を否 定されたことはない か。	判例により適法性を否定されたことはな い。			
オ 協働性 協働は果たされて いるか。協働の余地 はないか。	協働の余地はない。			
カ 他都市 他都市の条例はど うか。	他都市の同様の条例と比較し、規定内容に 過不足はない。			
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整してください。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内としてください。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）があれば、添付してください。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容が整合するように作成してください。

条例点検票

			作成年月日	令和6年6月26日
条例番号	平成15年静岡市条例 第355号	条例名	静岡市両河内財産区議会設置条例	
制定年月日		平成15年12月26日	最終改正年月日	平成28年4月12日
所管課名		管財課		
条例の概要		地方自治法第295条の規定に基づき両河内財産区に議会を置き、必要事項を定める。		
評価				
基準	評価結果		対応	備考
ア 必要性 条例で解決したい 課題は何か。条例は必 要か。	両河内財産区の管理や運営等に財産区構 成員の意思を反映することを目的に、財産 区に議会を設置するため、地方自治法第 295条の規定に基づき定めた条例であり、 現在も必要な条例である。			
イ 有効性 課題に対し有効に 機能しているか。	財産区議会議員の選挙権及び被選挙権は、 財産区の構成員が有し、また、4年の任期 満了時には改選が実施されており、有効に 機能している。			
ウ 効率性 効率的か。無駄は ないか。	(a)外部コスト 煩雑性なし。 (b)内部コスト 煩雑性なし。			
エ 適法性 判例で適法性を否 定されたことはない か。	判例により適法性を否定されたことはな い。			
オ 協働性 協働は果たされて いるか。協働の余地 はないか。	選挙によって議員を選出しており、協働性 は果たされている。			
カ 他都市 他都市の条例はど うか。	他都市の同様の条例と比較し、規定内容に 過不足はない。			
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由		特記事項	
現行どおり				

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整してください。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内としてください。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）があれば、添付してください。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容が整合するように作成してください。

条例点検票

			作成年月日	令和6年6月19日
条例番号	平成20年静岡市条例 第65号	条例名	由比町の編入に伴う静岡市税条例の適用の経過措置に関する条例	
制定年月日		平成20年10月3日	最終改正年月日	平成20年10月3日
所管課名		財政局税務部税制課		
条例の概要	由比町の編入に伴い、編入前の由比町の区域（以下「旧由比町の区域」という。）における静岡市税条例の適用に関する経過措置を定めるもの。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	由比町の編入に伴い、旧由比町の区域における静岡市税条例の適用に関する経過措置を定めるものであり、対象となる課税が現在も残っているため、市税条例の適用に関し必要な経過措置を規定している当条例が必要である。	現行どおり		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	課題に対し有効である。	現行どおり		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	効率的である。	現行どおり		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	なし (判例点検票（様式2）参照)	現行どおり		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	市民参画の仕組みの定め及び定める余地なし	現行どおり		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	他政令市と比較検討した結果改正の余地なし (他都市条例比較点検票（様式3）参照)	現行どおり		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり	当該条例の対象者が存在するため	特になし		

(注)

- 行は必要に応じて適宜調整してください。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内としてください。
- 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）があれば、添付してください。
- 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容が整合するように作成してください。

条例点検票

			作成年月日	令和6年6月28日
条例番号	平成28年静岡市条例 第20号	条例名	静岡市消費生活センターの組織及び運営に関する条例	
制定年月日		平成28年3月18日	最終改正年月日	改正無し
所管課名		生活安全安心課		
条例の概要	消費者安全法第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営に関する事項並びに情報の安全管理に関する事項を定める。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	消費者安全法で定める業務を実施するうえで、消費生活センターの組織及び運営に関する事項等の本条例で規定する事項を条例で定めることは、同法で義務付けられており、本市においても同法で定める業務（いわゆる消費生活相談業務）を市民に対し実施するために、必要不可欠な条例である。			
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	本条例で消費者安全法で必要とされる事項は網羅されており、本市における消費生活相談等の業務の実施を可能にしており、有効に機能している。			
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	a. 外部コスト 市の組織に関する条例であり、外部コストは発生していない b. 内部コスト 不必要に煩雑な事務はない			
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	当該条例及びその運用に係る判例は該当なし (判例点検票（様式2）参照)			
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	市の組織に関する条例であり、協働の余地はない。 なお、静岡市消費生活条例において、付属機関「消費生活審議会」の設置を定めており、審議会の開催を通じて本条例に関しても間接的に市民参画が図られている			
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	・他都市においても消費者安全法第10条の2第1項で定める、消費生活センターの組織及び運営に関する事項並びに情報の安全管理に関する事項についての条例を制定している。(参考:他の自治体の条例制定状況:31 都道府県、682 市区町村[2022.4 消費者庁]) 他都市条例比較点検票（様式3）参照			
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行通り	消費者安全法の定める業務を行う限り必要な条例であるため。			

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整してください。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内としてください。

様式 1

- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）があれば、添付してください。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容が整合するように作成してください。

条例点検票

			作成年月日	令和6年6月19日
条例番号	平成15年静岡市条例 第304号	条例名	静岡市井川財産区議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例	
制定年月日		平成15年4月1日	最終改正年月日	令和4年3月18日
所管課名		市民局井川支所		
条例の概要	財産区議員に対する報酬及び費用弁償について定めている。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい 課題は何か。条例は必 要か。	地方自治法第296条第3項において準用 する同法第203条第4項の規定に基づき、 議員報酬の額等を定めている。	なし		
イ 有効性 課題に対し有効に 機能しているか。	条例の規定にのっとり、支払事務を執り 行っている。	なし		
ウ 効率性 効率的か。無駄はな いか。	適切な事務が執行されており、煩雑な 事務ではない。	なし		
エ 適法性 判例で適法性を否 定されたことはない か。	適法性について、司法の場で否定された ことはない。	なし		
オ 協働性 協働は果たされて いるか。協働の余地は ないか。	市民参画の仕組みはなく、取り入れる余 地はない。	なし		
カ 他都市 他都市の条例はど うか。	同様な条例を制定している。(金額の差 異や報酬金額が月額、日額で定められてい る都市もある)	なし		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり	財産区は地方自治法第1条の3第3項で規定される 独立した特別地方公共団体であるため、各財産区に おいて議員報酬の金額を任意に定めることができ る。以上の理由から「現行どおり」とした。			

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整してください。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内としてください。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）があれば、添付してください。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、
内容が整合するように作成してください。

条例点検票

			作成年月日	令和 6 年 6 月 28 日
条例番号	平成 15 年静岡 市条例第 179 号	条例名	静岡市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果 の縦覧等の手続に関する条例	
制定年月日		平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	平成 27 年 12 月 15 日
所管課名		環境局ごみ減量推進課		
条例の概要	本条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 9 条の 3 第 2 項（同条第 9 項により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第 8 項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、市長が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第 8 条第 2 項第 2 号から第 9 号までに掲げる事項を記載した書類（以下これらを「報告書等」という。）の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の方法に関し必要な事項について定めるもの。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい 課題は何か。条例は必 要か。	法第 9 条の 3 第 2 項により、条例により 定めることとされており、制定は必要	現行どおり		
イ 有効性 課題に対し有効に 機能しているか。	本条例で定める事項は、法第 9 条の 3 第 2 項において政令で定めることとされて いる事項であり、法の趣旨に則って有効に 活用されるものであるため、本条例の有効 性は高い。	現行どおり		
ウ 効率性 効率的か。無駄はな いか。	本条例による、外部コスト及び内部コス トともに、法の目的である「生活環境の保 全及び公衆衛生の向上」を図るために必要 最低限のものであり、効率性に問題はな い。	現行どおり		
エ 適法性 判例で適法性を否 定されたことはない か。	適法性を問われたことはない。	現行どおり		
オ 協働性 協働は果たされて いるか。協働の余地 はないか。	協働していない。 ただし、法の定めにより、利害関係を有 する者は意見書を提出できることとなっ ている。	現行どおり		
カ 他都市 他都市の条例はど うか。	本市条例とほぼ同様の内容。	現行どおり		
キ その他	問題は生じていない。	現行どおり		
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり	本条例の必要性等について、法により定めることと されている事項であり、現行どおりとすることが、適 当である。	特になし		

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整してください。ただし、最大で 2 ページ（両面 1 枚）以内としてください。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）があれば、添付してください。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容が整合するように作成してください。

条例点検票

			作成年月日	令和6年6月28日
条例番号	平成15年静岡 市条例第83号	条例名	静岡市一般廃棄物処理施設整備基金条例	
制定年月日		平成15年4月1日	最終改正年月日	—
所管課名		環境局ごみ減量推進課		
条例の概要	本条例は、一般廃棄物処理施設の整備に要する経費の財源に充てる静岡市一般廃棄物処理施設整備基金の設置及び管理方法等について定めるもの。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	廃棄物処理において、必要不可欠であり、数十年毎に更新を要する一般廃棄物処理施設の整備に要する経費は、非常に高額となるものであり、その歳出に備えておくことは、本市財政を健全に運営する上で、重要である。	改正不要		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	本条例で定める基金は、一般廃棄物処理施設の整備時において、有効に活用されるものであり、本条例の有効性は高い。	改正不要		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	本条例による、外部コストは無い。また、内部コストとしては、基金の管理等に係る事務があるが、煩雑ではなく、効率性に問題はない。	改正不要		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	適法性を問われたことはない。	改正不要		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	協働していない。 今後について、PFI方式による廃棄物処理施設の建設は可能。 また、施設を建設せず、処理自体の民間委託など、民間との協働の可能性はある。	改正不要		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	本市条例とほぼ同様の内容。	改正不要		
キ その他	問題は生じていない。	改正不要		
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり	本条例の必要性等について、条例制定時から変化はなく、現行どおりとすることが、適当である。			

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整してください。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内としてください。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）があれば、添付してください。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容が整合するように作成してください。

条例点検票

			作成年月日	令和6年6月28日
条例番号	平成28年静岡市条例 第4号	条例名	市町村から委託を受けて非常災害により生じた廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例	
制定年月日		平成28年2月22日	最終改正年月日	平成28年2月22日
所管課名		廃棄物対策課		
条例の概要		非常災害時に静岡市から廃棄物処分の委託を受けた者が行う一般廃棄物処理施設設置届出の際の縦覧手続について条例で定める。		
評価				
基準	評価結果		対応	備考
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、非常災害時に市町村から廃棄物の処理の委託を受けた者が設置する一般廃棄物処理施設の届出の際の縦覧手続きについては条例において定めることとなっている。		現行どおり	
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	非常災害時における規定のため、施行から現在までに事例はないが、事例が発生した場合は有効に機能すると考えられる。		現行どおり	
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	a 外部コスト 事業者からの提出書類は、施設に関して把握する必要がある最低限のものとなっており、過大なコストを生じさせるものではない。 b 内部コスト 縦覧の手続は、不必要に煩雑なものではない。		現行どおり	
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	適法性を否定された判例はない。		現行どおり	
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	公開手続に関する条例のため、市民参画を定める余地はない。		現行どおり	
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	縦覧期間について、静岡市は「1月」だが、浜松市や横浜市は、1月の範囲内において非常災害の状況を勘案して市長が定める期間としている。		現行どおり。本条例制定以前から制定されている「静岡市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例」において縦覧期間は1月間としている。 また、民間事業者が一般廃棄物処理施設を設置する際の申請における縦覧期間も廃棄物処理法において1月間と規定されている。 条例制定時、縦覧期間を検討するにあたり、法改正が非常災害時において速やかに一般廃棄物処理施設を設置することができるための特例措置であることを踏まえ、縦覧期間も通常より短く設定する必要があるのではないかと考え、非常災害時においては、十分に市民への周知及び意見提出が行われない可能性があることから、縦覧期間を通常より長めに設定する必要があるのではないかと両方の要素があることを踏まえ、通常と同じ縦覧期間の1月間としたため、本市	

様式 1

		の期間設定は妥当と考える。	
キ その他	特になし	特になし	
見直し結果			
改廃等の必要	理由	特記事項	
現行どおり	上記のとおり、条例を改正すべき特段の事情は見当たらないため。	特になし	

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整してください。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内としてください。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）があれば、添付してください。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容が整合するように作成してください。

条例点検票

			作成年月日	令和6年6月28日
条例番号	平成15年静岡市条例 第160号	条例名	静岡市重度心身障害児扶養手当条例	
制定年月日		平成15年4月1日	最終改正年月日	平成27年3月31日
所管課名		障害者支援推進課		
条例の概要	精神又は身体に重度の障がいをもつ児童を扶養する保護者等に扶養手当を支給する。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい 課題は何か。条例は必 要か。	障がいをもつ児童を扶養する保護者等 に手当を支給することで、児童の生活の向 上と福祉の増進に寄与するため必要であ る。	現行どおり		
イ 有効性 課題に対し有効に 機能しているか。	障がいをもつ児童の医療費や生活・訓練 などに使用され、児童の生活向上に有効で ある。	現行どおり		
ウ 効率性 効率的か。無駄は ないか。	受給対象者は現況届を年に1度提出する のみで、特別市民の負担となる手続を求め ていない。	現行どおり		
エ 適法性 判例で適法性を否 定されたことはない か。	支給についての適法性を否定される判例 等は見当たらない。	現行どおり		
オ 協働性 協働は果たされて いるか。協働の余地 はないか。				
カ 他都市 他都市の条例はど うか。	支給額の差はあるが、制度の規定は類似し た形式が多数である。	現行どおり		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり	上記のとおり、条例を改正すべき特段の事情は見当 たらないため。	特になし		

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整してください。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内としてください。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）があれば、添付してください。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、
内容が整合するように作成してください。

条例点検票

			作成年月日	令和6年6月28日
条例番号	平成16年静岡市条例 第92号	条例名	静岡市中心身障害者扶養共済条例	
制定年月日		平成16年12月22日	最終改正年月日	令和元年12月14日
所管課名		障害者支援推進課		
条例の概要	心身障害者の保護者が、心身障害者の将来に対し不安を軽減するため、心身障害者の保護者が死亡した後に年金を支給する共済制度			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	昭和45年に国が心身障害者扶養共済制度（任意加入の年金制度）を実施するにあたり、実施主体となる自治体（都道府県や政令市）に条例化することを求めた県の所掌事務であったが政令市移行に伴い市の所掌事務となり条例化	現行どおり		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	全国で同じ条件により実施されている制度であるため、条例による制度の確実な運用が必要となる	現行どおり		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	独立行政法人福祉医療機構の保険約款による保険契約に基づいて規定しているため、当市単独で独自の負担軽減や事務改善の導入は困難	添付書類の省略等改善の可能性が考えられるものについては、今後も引き続き大都市会議等を通じ、独立行政法人福祉医療機構に提案していく		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	適法 (判例点検票（様式2）参照)	刑法の改正に伴い、「懲役」「禁固」の廃止による改正を予定		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。				
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	全国の自治体で実施される制度のため、同内容の条例あり (他都市条例比較点検票（様式3）参照)	現行どおり		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由		特記事項	
現行どおり			刑法改正による条例改正対象	

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整してください。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内としてください。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）があれば、添付してください。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容が整合するように作成してください。

条例点検票

			作成年月日	令和6年6月24日
条例番号	平成15年静岡市条例 第139号	条例名	静岡市高齢者生活福祉センター条例	
制定年月日		平成15年4月1日	最終改正年月日	平成28年3月10日
所管課名		高齢者福祉課		
条例の概要	高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関して必要な事項を定めたもの			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい 課題は何か。条例は必 要か。	山村地域の高齢者に市街地と同程度のサ ービスを提供することを目的とした施設 の設置条例であり、今後も必要な条例であ る。	現行どおり		
イ 有効性 課題に対し有効に 機能しているか。	指定管理者により適正に施設の運営管理 が行われており、課題に対し有効に機能し ている。	現行どおり		
ウ 効率性 効率的か。無駄はな いか。	指定管理者により適正に施設の運営管理 が行われており、効率的であり無駄はな い。	現行どおり		
エ 適法性 判例で適法性を否 定されたことはない か。	適法性を司法の場で否定されたことはな い。 (判例点検票(様式2)参照)	現行どおり		
オ 協働性 協働は果たされて いるか。協働の余地は ないか。	市民参画の仕組みを定める余地はない。	現行どおり		
カ 他都市 他都市の条例はど うか。	他都市とはほぼ同様の条例となっている。 (他都市条例比較点検票(様式3)参照)	現行どおり		
キ その他	特になし	特になし		
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり	上記のとおり、条例を改正すべき特段の事情は見当 たらなため。	特になし		

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整してください。ただし、最大で2ページ(両面1枚)以内としてください。
- 2 条例の概要が分かる資料(条例概要書、パンフレット等)があれば、添付してください。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価(事務事業評価又は施策評価)をしている場合は、直近の評価結果を添付し、
内容が整合するように作成してください。

条例点検票

			作成年月日	令和6年6月18日
条例番号	平成15年静岡市条例 第68号	条例名	静岡市国民健康保険事業基金条例	
制定年月日		平成15年4月1日	最終改正年月日	平成28年3月18日
所管課名		保険年金管理課		
条例の概要		国民健康保険事業の健全な運営を図るため、基金を設置する。		
評価				
基準	評価結果		対応	備考
ア 必要性 条例で解決したい 課題は何か。条例は必 要か。	国民健康保険事業の健全な運営を図る ため、国民健康保険事業会計の収支不足の 補填や保険料抑制等に充てることとして いる。		—	
イ 有効性 課題に対し有効に 機能しているか。	有効に機能している。 〈参考：過去5年間の取り崩し実績〉 令和元年度：1,800,000千円取崩 （実質単年度収支：△1,779,218千円） 令和2年度：878,000千円取崩 （実質単年度収支：△34,691千円） ※R2年度は、保険料率引き上げあり。		—	
ウ 効率性 効率的か。無駄は ないか。	効率性を評価する性質のものではない。		—	
エ 適法性 判例で適法性を否 定されたことはない か。	無		—	
オ 協働性 協働は果たされて いるか。協働の余地 はないか。	附属機関である静岡市国民健康保険運 営協議会において、保険料率について諮 問・答申を経ている。 この際、国民健康保険事業会計の収支や 基金残高等の推計値を示しており、基金の 取り崩しの参考としている。		—	
カ 他都市 他都市の条例はど うか。	政令指定都市の基金条例を参考とした 結果、ほとんどの都市で“国民健康保険事 業の安定的な運営”等を設置の理由として いることから、現行規定で支障はない。 なお、政令指定都市（本市含め20都市） のうち、基金条例を設置していないのは4 都市。 また、基金の設置や処分の目的を“保険 料の年度間の平準化”や“事業費納付金の 支払いに伴う不足”等具体的に示している 都市もある。 この他、「基金条例」としてその市におけ る複数の基金を一括で規定している条例 もある。		—	
キ その他				

様式 1

見直し結果		
改廃等の必要	理由	特記事項
無	有効に機能しており、支障がないため。	現在、国民健康保険料水準の完全統一に向けた取組が都道府県単位で進められている。 本県においては、その前段階（第一段階）の統一が令和 12 年度に達成される見込みであるが、完全統一に向けては、県内市町が保有する基金の取扱の統一が課題の一つであり、今後、静岡県国保運営方針連携会議等で議論が進められる予定である。 国が示す「保険料水準統一加速化プラン」では、完全統一後は、保険料抑制に活用されていた基金等を収納不足額への補填や事業費納付金の不足額への補填、市町個別事業への充当といった活用事例が示されている。

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整してください。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内としてください。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）があれば、添付してください。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容が整合するように作成してください。

条例点検票

			作成年月日	令和 6 年 6 月 24 日
条例番号	平成 17 年静岡市条例 第 179 号	条例名	蒲原町の編入に伴う静岡市国民健康保険条例の適用の経過措置に関する条例	
制定年月日		平成 17 年 12 月 15 日	最終改正年月日	平成 17 年 12 月 15 日
所管課名		保健福祉長寿局 健康福祉部 保険年金管理課		
条例の概要	平成 18 年 3 月 31 日、蒲原町の編入に伴う静岡市国民健康保険条例(平成 16 年静岡市条例第 19 号。以下「静岡市条例」という。)の適用に関する経過措置を定めるもの。 保険給付に関する経過措置、国民健康保険税の賦課徴収に関する経過措置、罰則に関する経過措置に関する内容。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	(現静岡市における)旧蒲原町の保険給付及び国民健康保険税と、現静岡市の保険給付及び国民健康保険料の賦課徴収の区分に関する根拠であることから、当該区分による経過措置が適用される国保債権の消滅までは必要である。	現行どおりとする。		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	合併時に係る税(料)の賦課徴収に際して、有効に機能している。	現行どおりとする。		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	合併時に係る経過措置に関する条例であるから、効率性は考慮されない。	現行どおりとする。		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	判例において適法性を否定された事例はない。 (判例点検票(様式 2) 参照)	現行どおりとする。		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	合併時に係る経過措置に関する条例であるから、協働の余地はなく、市民参画の仕組みを定める余地もない。	現行どおりとする。		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	合併時に係る経過措置に関する条例であるから、他都市を参考に改正する余地はない。 (他都市条例比較点検票(様式 3) 参照)	現行どおりとする。		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
無	有効に機能しており、支障がないため。			

(注)

様式 1

- 1 行は必要に応じて適宜調整してください。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内としてください。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）があれば、添付してください。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容が整合するように作成してください。

条例点検票

			作成年月日	令和6年6月20日
条例番号	平成17年静岡市条例 第180号	条例名	蒲原町高額医療費資金貸付条例の経過措置を定める条例	
制定年月日		平成17年12月15日	最終改正年月日	平成17年12月15日
所管課名		保険年金管理課		
条例の概要	蒲原町の編入に伴い、編入前の蒲原町高額医療費資金貸付条例（昭和60年蒲原町条例第15号）の規定による貸付金の返済に関し必要な事項を定めるもの。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	合併から10年以上経過しており条例適用案件がない	今後、条例を廃止		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	条例適用案件ないため、機能なし	今後、条例を廃止		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	より効率的な手法は見当たらない。			
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	適法性に問題はない。			
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	協働の余地はない。			
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	特になし			
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
要（廃止）	合併から10年以上経過しており条例適用案件がない	条例の廃止について検討していく。		

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整してください。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内としてください。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）があれば、添付してください。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容が整合するように作成してください。

条例点検票

		作成年月日		令和6年6月18日	
条例番号	平成15年静岡市条例 第107号	条例名	静岡市国民健康保険診療所条例		
制定年月日		平成15年4月1日	最終改正年月日		平成31年3月20日
所管課名		保健福祉長寿局健康福祉部保険年金管理課			
条例の概要	公の施設の設置及びその管理に関する事項、使用料及び手数料に関する事項を定めるもの				
評価					
基準	評価結果		対応		備考
ア 必要性 条例で解決したい 課題は何か。条例は必 要か。	制定当初から、井川地区における唯一の 医療施設であり、現在でも、その状況には 変化がない。このため、公の施設としての 設置が必要であり、条例は必須である。		現行どおり		
イ 有効性 課題に対し有効に 機能しているか。	公の施設の設置及び管理に関する事項、 使用料及び手数料に関する事項を定める ものであり、有効である。		現行どおり		
ウ 効率性 効率的か。無駄はな いか。	第1土曜日、第2土曜日、第3土曜日に 診療を行っていることにより、医療従事者 の確保が難しくなっている。		「受付時間、診療時間及び休診日」に係る 規定の見直しを行う。		
エ 適法性 判例で適法性を否 定されたことはない か。	判例で適法性を否定されたことはない。 (判例点検票(様式2)参照)		現行どおり		
オ 協働性 協働は果たされて いるか。協働の余地は ないか。	市民参画の仕組みを定める余地はない。		現行どおり		
カ 他都市 他都市の条例はど うか。	参考事例はない。 (他都市条例比較点検票(様式3)参照)		現行どおり		
キ その他	特になし		特になし		
見直し結果					
改廃等の必要	理由		特記事項		
改正	医療従事者の確保の観点から、「受付時間、診療時 間及び休診日」に係る規定の見直しを行う。		休診日のうち、「日曜日並びに毎月の第4土曜日及 び第5土曜日」を「日曜日及び土曜日」としたい。		

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整してください。ただし、最大で2ページ(両面1枚)以内としてください。
- 2 条例の概要が分かる資料(条例概要書、パンフレット等)があれば、添付してください。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価(事務事業評価又は施策評価)をしている場合は、直近の評価結果を添付し、
内容が整合するように作成してください。

条例点検票

			作成年月日	令和6年6月24日
条例番号	平成20年静岡市条例 第66号	条例名	由比町の編入に伴う静岡市国民健康保険条例の適用の経過措置に関する条例	
制定年月日		平成20年10月3日	最終改正年月日	平成20年10月3日
所管課名		保険年金管理課		
条例の概要	平成20年11月1日、由比町の編入に伴う静岡市国民健康保険条例(平成16年静岡市条例第19号。以下「市国保条例」という。)の適用に関する経過措置を定めるもの。 保険給付に関する経過措置、国民健康保険税の賦課徴収に関する経過措置、罰則に関する経過措置に関する内容。			
評価				
基準	評価結果		対応	備考
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	(現静岡市における)旧由比町の保険給付及び国民健康保険税と、現静岡市の保険給付及び国民健康保険料の賦課徴収の区分に関する根拠であることから、当該区分による経過措置が適用される国保債権の消滅までは必要である。		現行どおりとする。	
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	合併時に係る税(料)の賦課徴収に際して、有効に機能している。		現行どおりとする。	
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	合併時に係る経過措置に関する条例であるから、効率性は考慮されない。		現行どおりとする。	
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	判例において適法性を否定された事例はない。 (判例点検票(様式2)参照)		現行どおりとする。	
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	合併時に係る経過措置に関する条例であるから、協働の余地はなく、市民参画の仕組みを定める余地もない。		現行どおりとする。	
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	合併時に係る経過措置に関する条例であるから、他都市を参考に改正する余地はない。 (他都市条例比較点検票(様式3)参照)		現行どおりとする。	
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由		特記事項	
無	有効に機能しており、支障がないため。			

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整してください。ただし、最大で2ページ(両面1枚)以内としてください。

様式 1

- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）があれば、添付してください。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容が整合するように作成してください。

条例点検票

			作成年月日	令和6年6月28日
条例番号	平成27年静岡市条例 第114号	条例名	地方独立行政法人静岡市立静岡病院の重要な財産を定める条例	
制定年月日		平成27年12月15日	最終改正年月日	—
所管課名		保健衛生医療課		
条例の概要	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第6条第4項及び第44条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人静岡市立静岡病院の重要な財産に関し必要な事項を定めるもの			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	・条例の目的が現在においても継続している	現行どおり		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	・課題に対し有効に機能している	現行どおり		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	・条例の対象となる静岡病院に過大な負担となっていない ・行政における事務も煩雑になってはいない	現行どおり		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	・判例で適法性を否定されたことはない ・また、地方独立行政法人法の改正により、不必要になった規定、改正すべき規定及び法令に抵触する規定はない	現行どおり		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	・本条例は、地方独立行政法人法で定めることと規定されているものであり、市民参画の仕組みを定める余地はない	現行どおり		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	条例で定めている重要な財産の定義が自治体によって異なるため、他の自治体の事例を参考にして、定義を変更する余地はある。 ただし、本市の条例で定める定義であっても、業務に支障が生じてはいない。 （別紙「他自治体一覧（地方独立行政法人において重要な財産を定める条例）」参照）	現行どおり		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり	これまでの状況と特段変更が生じていないため	特になし		

(注)

- 行は必要に応じて適宜調整してください。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内としてください。
- 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）があれば、添付してください。
- 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容が整合するように作成してください。

条例点検票

			作成年月日	令和 6 年 6 月 28 日
条例番号	平成 28 年静岡市条例 第 22 号	条例名	静岡市地方独立行政法人静岡市立静岡病院への職員の引継ぎに関する条例	
制定年月日		平成 28 年 3 月 18 日	最終改正年月日	—
所管課名		保健衛生医療課		
条例の概要	地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 59 条第 2 項の規定に基づき、地方独立行政法人静岡市立静岡病院への職員の引継ぎに関し必要な事項を定めるものとする。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	・条例の効力が現在においても継続している	現行どおり		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	・課題に対し有効に機能している	現行どおり		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	・条例の対象となる静岡病院に過大な負担となっていない ・行政における事務も煩雑になってはいない	現行どおり		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	・判例で適法性を否定されたことはない ・また、地方独立行政法人法の改正により、不必要になった規定、改正すべき規定及び法令に抵触する規定はない	現行どおり		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	・本条例は、地方独立行政法人法で定めることと規定されているものであり、市民参画の仕組みを定める余地はない	現行どおり		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	地方独立行政法人法の規定により、地方独立行政法人に移行する際に、職員の身分の取扱を定める条例である。条例の性質上、その内容について自治体による裁量の余地はない。 ただし、移行後に当該条例の役割は終了したと判断して廃止した自治体がある（神戸市）。 （別紙「他自治体一覧（地方独立行政法人において重要な財産を定める条例）」参照）	現行どおり		
キ その他	特になし	特になし		
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり	これまでの状況と特段変更が生じていないため	特になし		

(注)

- 行は必要に応じて適宜調整してください。ただし、最大で 2 ページ（両面 1 枚）以内としてください。
- 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）があれば、添付してください。
- 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容が整合するように作成してください。

条例点検票

			作成年月日	令和6年6月18日
条例番号	平成22年静岡市条例 第10号	条例名	静岡市立清水病院看護師等修学資金貸与条例	
制定年月日		平成22年3月24日	最終改正年月日	平成23年10月18日
所管課名		静岡市立清水病院 病院経営管理課		
条例の概要	静岡市立清水病院の看護業務の充実を図るため、看護師、保健師及び助産師の業務に従事しようとするものに修学資金を貸与する。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	清水病院における看護師等が不足し、看護師等業務の遂行が困難になり、病院として患者の受入れが困難になる。看護師等を安定的に確保するため当該条例は必要である。	現条例を継続		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	近年 10～20 名に修学資金を貸与し、看護師等の安定的な確保に貢献している。	改正の余地なし		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	病院の自己資金にて効率的に貸与を行っており、貸与における事務手続も煩雑ではない。	改正の余地なし		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	判例で適法性を否定されたことなし。 (判例点検票(様式2)参照)	判例で適法性を否定されたことなし		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	資格職確保を目的としているため市民参画協働の余地はなし。	協働を図る余地なし		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	貸与額等、他都市及び近隣の施設と比較し遜色なく、改正する余地なし。 (他都市条例比較点検票(様式3)参照)	改正の余地なし		
キ その他	特になし	特になし		
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

(注)

- 行は必要に応じて適宜調整してください。ただし、最大で2ページ(両面1枚)以内としてください。
- 条例の概要が分かる資料(条例概要書、パンフレット等)があれば、添付してください。
- 条例に基づく事務事業について行政評価(事務事業評価又は施策評価)をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容が整合するように作成してください。

条例点検票

			作成年月日	令和6年6月24日
条例番号	平成15年静岡市条例 第174号	条例名	静岡市立清水病院駐車場条例	
制定年月日		平成15年4月1日	最終改正年月日	平成28年3月18日
所管課名		静岡市立清水病院 病院経営企画課		
条例の概要	静岡市立清水病院に自動車で来院する者の駐車のために供するため、駐車場を設置する。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	不必要な来院を制限し、受診等を目的として来院する者を円滑に受け入れるため、また敷地内での交通事故防止のため当該条例は必要である。	現条例を継続		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	来院者の円滑な受け入れおよび駐車場内の安全維持に寄与している。	改正の余地なし		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	自動発券機による発券および必要人工による交通誘導員を配置しており、事務手続きも煩雑ではない。	改正の余地なし		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	判例で適法性を否定されたことなし。	判例で適法性を否定されたことなし。		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	協働の余地はなし。	協働を図る余地なし		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	他都市及び近隣の施設と比較し遜色なく、改正する余地なし。	改正の余地なし		
キ その他	特になし	特になし		
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整してください。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内としてください。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）があれば、添付してください。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容が整合するように作成してください。

条例点検票

			作成年月日	令和6年6月18日
条例番号	平成27年静岡市条例 第11号	条例名	静岡市立清水病院医学生修学資金貸与条例	
制定年月日		平成27年3月20日	最終改正年月日	平成27年7月2日
所管課名		静岡市立清水病院 病院経営管理課		
条例の概要	静岡市立清水病院の医療体制の充実を図るため、学校教育法に規定する大学の医学を履修する過程に在学するもので、清水病院において医師の業務に従事することを志望するものに修学資金を貸与する。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	清水病院における医師不足により、病院として患者の受入れが困難になる。当院で勤務する医師を確保するため当該条例は必要である。	現条例を継続		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	近年1～3名に修学資金を貸与し、医師の確保に貢献している。	改正の余地なし		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	市からの出資金にて効率的に貸与を行っており、貸与における事務手続も煩雑ではない。	改正の余地なし		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	判例で適法性を否定されたことなし。 (判例点検票(様式2)参照)	判例で適法性を否定されたことなし		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	資格職確保を目的としているため市民参画協働の余地はなし。	協働を図る余地なし		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	貸与額等、他都市及び近隣の施設と比較し遜色なく、改正する余地なし。 (他都市条例比較点検票(様式3)参照)	改正の余地なし		
キ その他	特になし	特になし		
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり	上記のとおり、条例を改正すべき特段の事情は見当たらないため。	特になし		

(注)

- 行は必要に応じて適宜調整してください。ただし、最大で2ページ(両面1枚)以内としてください。
- 条例の概要が分かる資料(条例概要書、パンフレット等)があれば、添付してください。
- 条例に基づく事務事業について行政評価(事務事業評価又は施策評価)をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容が整合するように作成してください。

条例点検票

			作成年月日	令和6年6月26日
条例番号	平成15年静岡市条例 第240号	条例名	静岡市建築審査会条例	
制定年月日		平成15年4月1日	最終改正年月日	平成28年3月18日
所管課名		建築安全推進課		
条例の概要	建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第83条の規定に基づき、法第78条第1項により設置する「静岡市建築審査会」（以下「審査会」という。）の組織、議事その他審査会に関し必要な事項を定めるもの。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	法の委任により審査会に関する必要な事項を定めるもので、現在も必要な条例である。	なし。		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	法の委任に基づき、審査会の組織、議事、委員の任期等について規定しており、有効に機能している。	なし。		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	a 外部コスト なし。 b 内部コスト 行政における事務に煩雑性なし。	なし。		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	判例により適法性を否定されたことはなく、関係法令の改正等により不必要になった規定等もない。	なし。		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	法第79条第2項により「委員は、法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政に関しすぐれた経験を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者」と規定されており、市民参画の仕組みを定める余地はない。	なし。		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	建築主事を置く市等では、法の委任に基づき同様の条例を定めている。一部の市等では、「専門調査員」、「小委員会」の設置規定を設けている条例がある。	現行の審査会において、専門調査員等の設置は求められていない。今後、審査会の審議において必要性が生じた場合は、条例改正を検討する。		
キ その他	条例に関する弊害、解釈・運用上の問題は生じていない。	なし。		
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

(注)

- 行は必要に応じて適宜調整してください。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内としてください。
- 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）があれば、添付してください。
- 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容が整合するように作成してください。

条例点検票

			作成年月日	令和6年6月24日
条例番号	平成15年静岡市条例 第241号	条例名	静岡市建築協定条例	
制定年月日		平成15年4月1日	最終改正年月日	平成17年12月15日
所管課名		建築安全推進課		
条例の概要	建築基準法第69条の規定に基づき、建築協定の実施に関し必要な事項を定めている。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい 課題は何か。条例は必 要か。	市長が区域を定めた区域内において、建 築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意 匠又は建築設備に関する基準についての 協定を締結することができる旨を定めて いるため現在でも必要である。	対応なし		
イ 有効性 課題に対し有効に 機能しているか。	協定を締結できる区域が定められてい るため有効に機能している。	対応なし		
ウ 効率性 効率的か。無駄は ないか。	協定を締結できる区域が定められてい るため、市民にとってもわかりやすく効率 的である。	対応なし		
エ 適法性 判例で適法性を否 定されたことはない か。	・適法性を司法の場で否定されたことはな い。 ・関係法令の改正においても適法である。 (判例点検票(様式2)参照)	対応なし		
オ 協働性 協働は果たされて いるか。協働の余地 はないか。	協働の余地はない。	対応なし		
カ 他都市 他都市の条例はど うか。	他都市とほぼ同様のため改正する余地 はない。 (他都市条例比較点検票(様式3)参照)	対応なし		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整してください。ただし、最大で2ページ(両面1枚)以内としてください。
- 2 条例の概要が分かる資料(条例概要書、パンフレット等)があれば、添付してください。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価(事務事業評価又は施策評価)をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容が整合するように作成してください。

条例点検票

			作成年月日	令和6年6月24日
条例番号	平成15年静岡市条例 第242号	条例名	静岡市西島・下島及び平和町特別工業地区建築条例	
制定年月日		平成15年4月1日	最終改正年月日	平成30年2月16日
所管課名		建築安全推進課		
条例の概要	建築基準法第49条第1項及び第50条の規定に基づき、特別工業地区である駿河区西島・下島地区及び葵区平和町地区内の建築物の建築等を制限し、地域環境の保持を図る。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	当該地区内の建築物の建築等を制限することは地域環境を保持するため、現在でも必要である。	対応なし		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	建築してはならない建築物が具体的に記されているため有効に機能している。	対応なし		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	特別工業地区内の地域環境を保持する目的において効率的である。	対応なし		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	・適法性を司法の場で否定されたことはない。 ・関係法令の改正においても適法である。 (判例点検票(様式2)参照)	対応なし		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	協働の余地はない。	対応なし		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	他都市とほぼ同様なため改正する余地はない。 (他都市条例比較点検票(様式3)参照)	対応なし		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

(注)

- 行は必要に応じて適宜調整してください。ただし、最大で2ページ(両面1枚)以内としてください。
- 条例の概要が分かる資料(条例概要書、パンフレット等)があれば、添付してください。
- 条例に基づく事務事業について行政評価(事務事業評価又は施策評価)をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容が整合するように作成してください。

条例点検票

			作成年月日	令和6年6月24日
条例番号	平成20年静岡市条例 第70号	条例名	静岡市由比特別工業地区建築条例	
制定年月日		平成20年10月3日	最終改正年月日	平成30年2月16日
所管課名		建築安全推進課		
条例の概要	建築基準法第49条第1項及び第50条の規定に基づき、特別工業地区である由比地区内の建築物の建築等を制限し、地域環境の保持を図る。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	当該地区内の建築物の建築等を制限することは地域環境を保持するため、現在でも必要である。	対応なし		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	建築してはならない建築物が具体的に記されているため有効に機能している。	対応なし		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	特別工業地区内の地域環境を保持する目的において効率的である。	対応なし		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	・適法性を司法の場で否定されたことはない。 ・関係法令の改正においても適法である。 (判例点検票(様式2)参照)	対応なし		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	協働の余地はない。	対応なし		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	他都市とほぼ同様なため改正する余地はない。 (他都市条例比較点検票(様式3)参照)	対応なし		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

(注)

- 行は必要に応じて適宜調整してください。ただし、最大で2ページ(両面1枚)以内としてください。
- 条例の概要が分かる資料(条例概要書、パンフレット等)があれば、添付してください。
- 条例に基づく事務事業について行政評価(事務事業評価又は施策評価)をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容が整合するように作成してください。

条例点検票

			作成年月日	令和6年6月24日
条例番号	平成18年静岡市条例 第8号	条例名	静岡市蒲原特別工業地区建築条例	
制定年月日		平成18年2月24日	最終改正年月日	平成30年2月16日
所管課名		建築安全推進課		
条例の概要	建築基準法第49条第1項及び第50条の規定に基づき、特別工業地区である蒲原地区内の建築物の建築等を制限し、地域環境の保持を図る。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	当該地区内の建築物の建築等を制限することは地域環境を保持するため、現在でも必要である。	対応なし		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	建築してはならない建築物が具体的に記されているため有効に機能している。	対応なし		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	特別工業地区内の地域環境を保持する目的において効率的である。	対応なし		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	・適法性を司法の場で否定されたことはない。 ・関係法令の改正においても適法である。 (判例点検票(様式2)参照)	対応なし		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	協働の余地はない。	対応なし		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	他都市とほぼ同様なため改正する余地はない。 (他都市条例比較点検票(様式3)参照)	対応なし		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

(注)

- 行は必要に応じて適宜調整してください。ただし、最大で2ページ(両面1枚)以内としてください。
- 条例の概要が分かる資料(条例概要書、パンフレット等)があれば、添付してください。
- 条例に基づく事務事業について行政評価(事務事業評価又は施策評価)をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容が整合するように作成してください。

条例点検票

			作成年月日	令和6年6月24日
条例番号	平成23年静岡市条例 第29号	条例名	静岡市大規模集客施設制限地区建築条例	
制定年月日		平成23年7月7日	最終改正年月日	平成30年2月16日
所管課名		建築安全推進課		
条例の概要	建築基準法第49条第1項の規定に基づき、静岡都市計画特別用途地区のうち大規模集客施設制限地区内における建築物の建築を制限することにより、都市の秩序ある整備を図る。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	大規模集客施設制限区域内において、建築してはならない建築物が示されていることから現在でも必要である。	対応なし		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	建築してはならない建築物が具体的に記されているため有効に機能している。	対応なし		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	大規模集客施設制限地区内の秩序ある整備を図る目的において効率的である。	対応なし		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	・適法性を司法の場で否定されたことはない。 ・関係法令の改正においても適法である。 (判例点検票(様式2)参照)	対応なし		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	協働の余地はない。	対応なし		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	他都市とほぼ同様のため改正する余地はない。 (他都市条例比較点検票(様式3)参照)	対応なし		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

(注)

- 行は必要に応じて適宜調整してください。ただし、最大で2ページ(両面1枚)以内としてください。
- 条例の概要が分かる資料(条例概要書、パンフレット等)があれば、添付してください。
- 条例に基づく事務事業について行政評価(事務事業評価又は施策評価)をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容が整合するように作成してください。

条例点検票

			作成年月日	令和6年6月28日
条例番号	平成15年静岡市条例 第101号	条例名	静岡市篤志奨学基金条例	
制定年月日		平成15年4月1日	最終改正年月日	平成28年3月18日
所管課名		教育委員会事務局教育局児童生徒支援課		
条例の概要	篤志家からの寄付金による奨学資金を修学困難な学生または生徒に対し教育奨励費として 給付するために必要な事項を定めるもの。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい 課題は何か。条例は必 要か。	教育基本法第4条第3項に定める奨学の 措置を実施し、基金に属する現金の管理や 運用益金並びに繰替運用について条例に おいて定める必要がある。			
イ 有効性 課題に対し有効に 機能しているか。	基金に属する現金の管理や運用益金につ いて条例で定めることに有効性はある。			
ウ 効率性 効率的か。無駄は ないか。	効率的なものであり改善の必要はない。			
エ 適法性 判例で適法性を否 定されたことはない か。	適法性を否定された事案はなく、規定にも 問題はない。 (判例点検票(様式2)参照)			
オ 協働性 協働は果たされて いるか。協働の余地 はないか。	協働の余地はない。			
カ 他都市 他都市の条例はど うか。	給付型奨学金制度を実施している都市に おいても、同様に基金に属する現金の管理 や運用益金並びに繰替運用について規定 している。 (他都市条例比較点検票(様式3)参照)			
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

(注)

- 行は必要に応じて適宜調整してください。ただし、最大で2ページ(両面1枚)以内としてください。
- 条例の概要が分かる資料(条例概要書、パンフレット等)があれば、添付してください。
- 条例に基づく事務事業について行政評価(事務事業評価又は施策評価)をしている場合は、直近の評価結果を添付し、
内容が整合するように作成してください。